尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画

進捗管理まとめシート(令和 7(2025)年度)

計画期間：令和 3(2021)年から令和 12(2030)年



◆ はじめに ◆

このまとめシートは、R3(2021)年６月に策定した「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画(以下「計画」)」に基づく人権施策について、R7(2025)年度内にどのような取組が行われ、どのような効果・課題があったのかなど、その進捗状況等について検証した上で、結果を抜粋し、公表するものです。

なお、このシートの公表にあたっては、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会(以下「審議会」)」に報告し、意見聴取を行っています。

【 目 次 】

●評価のための視点について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

●総評

・主な成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

・主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

・審議会意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

●展開方向１「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」

・方向性⑴ 地域でのつながりや支え合いの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

・方向性⑵ 関係機関の連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

●展開方向２「人権侵害に関する相談と支援の充実」

・方向性⑴ 相談体制の充実と人権侵害の実態把握 ・・・・・・・・・・・・・・ １１

・方向性⑵ 差別の防止と偏見の解消 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

・方向性⑶ 誰もが利用しやすい施設等の整備や
情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備 ・・・・・・・・・・・ １６

●展開方向３「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」

・方向性⑴ 学校園等における人権教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

・方向性⑵ 地域における人権教育・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２

・方向性⑶ 事業者（企業）における人権研修・啓発 ・・・・・・・・・・・・・ ２６

●展開方向４「市職員・教職員等への人権研修」

・方向性⑴ 市職員への人権研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７

・方向性⑵ 教職員への人権研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９

・方向性⑶ 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修 ・・・・・ ３１

●参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２

・過去の審議会意見

・モニタリング指標一覧

◆ 評価のための視点について ◆

取組を推進していく上で重視すべき『視点』を設定し、その視点に基づいて取組を整理しました。

・視点は、『プロセス』も重視しながら『ゴール』を目指すことを意識して設定しました。
・「Ｒ7(2025)の取組」「課題」「今後の取組・方向性」は、視点ごとに示した方が良いもの、
　複数の視点を総括して示した方が良いものをそれぞれ判断し、整理しました。
・展開方向２は、取組の事業目的自体が視点そのものであるため視点は設けていません。

展開方向１「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」

方向性⑴　地域でのつながりや支え合いの推進／方向性⑵　関係機関の連携強化

視点	多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる 市の各部局や地域住民・団体との連携

展開方向２「人権侵害に関する相談と支援の充実」

方向性⑴　相談体制の充実と人権侵害の実態把握
方向性⑵　差別の防止と偏見の解消
方向性⑶　誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

展開方向３「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」

方向性⑴　学校園等における人権教育

視点	実践的行動力を育成する人権教育の推進 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成 いじめ未然防止対策の充実

方向性⑵　地域における人権教育・啓発

視点	新しい視点や気づきを得る 地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する 地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする） とにかく読んでもらえる啓発資料

方向性⑶　事業者（企業）における人権研修・啓発

視点	求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

展開方向４「市職員・教職員等への人権研修」

方向性⑴　市職員への人権研修

視点	職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する 職員自身の人権を守る意識の醸成

方向性⑵　教職員への人権研修

視点	子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

方向性⑶　人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

視点	求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

◆ 総　評　＜主な成果＞ ◆

1　つながり、支え合う人権尊重のまちづくり（p.6～p.９）

市民が主体的に地域でつながり、多様なルーツを持つ市民同士が悩みや思いを共有できる場づくりの取組が多く見られ、市・地域住民・団体がともに協力して孤立化を防ぎ、つながり支え合う関係を作り上げた事例も見られた。

（具体例）

・子育て期の親子の不安や悩みを気軽に相談できる体制を整えたほか、進路選択に悩む保護者のニーズに対応するため、保育関係機関の協力を得ながら、多様化する保育の説明、質疑応答及び工作等の体験活動を実施することで、参加者やリピーターを増やすなど、地域の関係づくりに寄与した。

・子育て支援団体や関係部署等と連携し、ベトナム人親子交流会等を実施することで、保育所や地域でつながりを作り、安心して暮らしやすい環境の整備を行ったほか、防災やネパール料理体験等の多様なイベントを通して、外国籍住民とつながる地域発意の取組が、特定の地区にとどまらず、他地区の団体と共催するなど他地区にも活動が広がった。

・職業体験等を通じ障害のある生徒と地域住民が交流する場や、不登校や引きこもりなど生きづらさを抱えた小・中学生の居場所として、季節に応じたイベント等の交流の場を提供した。

2　人権侵害に関する相談と支援の充実(p.10～p.16)

各種相談窓口において相談体制の充実と人権侵害の実態把握に取り組むとともに、差別の防止と偏見の解消、誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備を行った。

（具体例）

・外国人総合相談窓口で、ネパール籍住民の顕著な増加に伴う相談に対応するため、ネパール語相談員(通訳)の配置を週１回から週３回に拡充し、相談機能の強化を図ったほか、直近３か年で重点的に取り組む施策を掲げた「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」について、庁内各部署がR7(2025)年度中に実施した各取組の進捗状況及びR8(2026)年度以降の実施予定項目をまとめ、公表した。

・各地域総合センターで実施する子ども食堂や居場所事業などにおいて、参加者との対話から積極的に相談に繋げたほか、センター職員を対象に、相談事業をはじめ、地域総合センターの機能について、改めて勉強会を開催し、相談を受ける側として更なるスキルアップに取り組んだ。

・市公式ホームページへの「やさしい日本語変換機能」の導入や、最新のハザードマップの多言語版及び防災ガイドの点字版及び音声版を作成するなど、アクセシビリティの向上を図った。

3　あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進(p.17~p.26)

【学校園等】学校園等における人権教育では、子どもの自己肯定感の醸成に繋げるための取組や、子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちに繋げるための取組のほか、子ども自身の持つ権利について理解を高める取組が見られた。

（具体例）

・こころの教育推進事業として、市立小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画をもとに、各校で教科等を中心に取り組んだほか、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成、並びに「人権教育」及び「多様な性・性教育」の推進を重点項目として、講演会及び校内研修を実施した。

・情報モラル向上支援員を小・中・高等学校合わせて51校へ派遣し、出前授業を実施することで、児童生徒がインターネットのより良い使用法や身近にあるトラブルについて、どうすればよかったのかを自主的に考える機会とし、情報モラルの向上を図った。

◆ 総　評　＜主な成果＞ ◆　（前ページのつづき）

【地域】地域における人権教育・啓発では、新しい視点や気づきを得るための取組や地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する取組を行った。また、取組に当たっては地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組んだ事例も多く見られた。

（具体例）

・戦後 80 周年を迎え、「平和と人権」をテーマに全市的な講演会を実施したほか、戦争の悲惨さを伝えるため、各地域においてパネル展示や DVD 上映会を実施するなど、啓発を通じて平和の尊さを学ぶ機会を創出した。

・多様な人権問題について、歴史等を語りで表現する講談師による「水平社誕生物語」講演会や映画会(14 公共施設)を実施するなど、差別解消の歴史や正しい知識を学ぶための取組を行った。

・阪神・淡路大震災から 30 年となることから、災害に起因する人権課題について、男女共同参画と防災、震災と外国人などをテーマに市内 6 地区において講演会等を実施し、理解を深めた。

【事業者】求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識し研修・啓発を行った。

（具体例）

・市内に本社及び事業所をもつ企業が会員となる企業人権・同和教育合同研究会で「無意識の偏見について～アンコンシャス　バイアス～」や「障害者の人権～合理的配慮の範囲～」等をテーマに研修・研究会を実施した。

・第 7 期男女共同参画推進事業者(90 社の認定)の認定式に合わせて、認定事業者を対象とした研修「ワークライフバランスを考える～言葉にすることから始める～」を実施し、男女が共に働きやすい環境に向けた意識醸成を図った。

・指定管理者職員を対象に、地域総合センターの役割を改めて考える勉強会や、子どもの居場所事業における子どもとの関わり方等について実践的な研修を実施したほか、センター利用者との何気ない対話から相談に繋がっていくことを改めて共有するなど、職員のスキルアップに取り組んだ。

4　市職員・教職員等への人権研修(p.27~p.31)

【市職員】職員は人権を実現する責務を負うことを自覚するための研修を実施した。

（具体例）

・特に若年層の傾向を意識し、正確な知識と当事者意識を持てるようフィールドワーク等も通じて多様な人権問題を学べる研修機会を確保した。

・多文化共生社会推進指針(R6 年度作成)に基づき、外国籍住民の状況やニーズを知り、自分事として捉え各事業に活かせるよう所属長向け研修と全職員への伝達研修に取り組んだ。

・カスハラの正しい知識を身に付け、組織として対応していくため、課長級職員を対象に弁護士による研修や、窓口職員を対象に接遇研修を実施した。

【教職員】子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるための研修を実施した。

（具体例）

・「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした日本語指導が必要な児童等への対応についての研修を実施した。また、子どもの権利を守る学校の在り方や子ども自身が有する権利等について学んだほか、「希望による選択研修」としても位置付けたことで、多くの教職員が参加することができた。

【特定職業従事者】求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識した研修・啓発を行った。

（具体例）

・弁護士等による児童専門のケースワーカーへの研修で相談支援技能の向上を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者向けに、児童虐待対応の基礎研修を実施し、児童虐待に係る知識・技術の向上に取り組んだ。

◆ 総　評　＜主な課題＞ ◆

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

地域発意のワークショップや居場所づくりなど、地域での交流の取組が広がりつつある中、マイノリティ当事者や支援者の思いや困りごとを知るためには、身近な場所で気軽に交流したり学んだりする場が更に必要である。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

・各相談窓口について支援内容等の周知と相談員のスキルアップの継続や充実が必要である。
・児童生徒が授業を理解するために必要な日本語学習支援について教育委員会と市の役割を整理する必要がある。
・生活ルール等の知識不足から地域社会でのトラブルにつながる恐れがあり、交流以外の対応策も必要である。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【学校園等】
・自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力の育成など、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。
・いじめなど対応に苦慮する事案が増加傾向にある中でも、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。
【地域】
・多様化する人権問題に対応するため、広く人権についての正しい知識を周知し、様々な人権問題についての関心と理解を深めていく必要がある。
【事業者】
・課題への解決の糸口になるようなテーマ設定を意識するなど、受講意欲を高める工夫が必要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

【市職員】
・「インターネット上の人権侵害」について職員のネットリテラシー向上を図る必要がある。
・一定の体制整備が図られたカスハラ対策の運用上の課題等について、現場の意見やニーズ把握が必要である。
【教職員】
・外国籍住民の社会増が続いており、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び指導体制の確立が課題となっている。
・実際の学校園現場の課題をふまえた研修を実施することで、深い理解と効果的な実践につなげていく必要がある。
・いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもや学校現場を取り巻く多様な人権課題に関する研修を引き続き実施し、教職員の人権意識を高めていく必要がある。
【特定職業従事者】
・課題への解決の糸口になるようなテーマ設定を意識するなど、受講意欲を高める工夫が必要である。

◆ 総　評　＜審議会意見＞ ◆

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[人権教育・人権啓発のあり方について]

すべての子どもが自らの権利や人権を実感できる取組が重要であり、マイノリティ当事者を招いた学習は有効な導入である一方で、基本は「誰もが権利を持っている」という視点から人権教育を進めることが必要である。

また、インターネット上の人権問題やジェンダーに関する課題の深刻化が指摘されていることから、社会の構造的な偏りがマイノリティの困難を生み出していることを踏まえ、マジョリティにマイノリティへの配慮を促すというより、多くの人にとって公正な社会を目指すという視点を明確にし、個々の人権意識を高める啓発が重要である。

[ネットリテラシーについて]

インターネット上には必ずしも正しい情報ばかりあるとは限らず、切り取られて発信される場合があり、信頼できる情報源かどうかを確認することや情報を批判的に受け止める視点が重要である。さらに、自分に都合のよい情報だけを見続けることで、関連情報がアルゴリズム機能によって次々と表示され、それが正しく間違いのないものであるという確信が強まることにより、考えが異なる他者に対する過激な言論が生まれてしまう。

ネットリテラシーを高める教育をする場合、小・中学校の段階で、インターネット上の情報が必ずしも正しいわけでないことや、ネット利用者の検索履歴などを参照したアルゴリズム機能により、特定の情報ばかり表示されることがあるといった点について伝えることが重要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

[自己責任論について]

令和 6 年度人権意識調査(職員対象)において、「ホームレスになるのは本人の責任が大きい」という質問に対して、28.3%が肯定しており、「刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易には決まらないことは問題だ」という質問に対して、「そう思わない」と回答した割合が 24.3%であるなど、市民人権意識調査結果と同様に、個人の自己責任論に依拠したような回答が一定程度を占めていた。

人権や差別に関する啓発を進めるためには、啓発を行う担当職員が事業実施前に人権や差別をめぐる最新の動向や研究について、十分に学ぶ機会を確保することが重要であるとともに、職員研修実施時には最新の人権課題などを明確にするなど、より効果的な研修の実施に努める必要がある。

展開方向１　つながり、支え合う人権尊重のまちづくり　【１（１）、（２）】

方向性⑴　地域でのつながりや支え合いの推進
方向性⑵　関係機関の連携強化

モニタリング指標

「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合【74.0%】（R7(2025)年度の市民意識調査より）

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる

R７(2025)の取組

①　にこにこひろば

２歳以下の子どもと保護者を対象に、「地域のママ友づくり」「情報交換」「相談」「自身のリフレッシュ」など、子育ての合間にほっと一息つける憩いの場を提供し、毎回数十組の親子が参加した。また、南部地域保健課とも連携し、不安や悩みを抱える家庭が気軽に相談できる体制を整えた他、R7(2025)年度から保育スタイルの多様化を踏まえ、進路選択に悩む保護者のニーズに対応するため、保育関係機関の協力をいただき、多様化する保育の説明、質疑応答及び工作等の体験活動を実施したところ、毎月の参加を楽しみにするという参加者やリピーターが増えた。（中央地域課）

②　インクルーシブな街づくり交流カフェ

「バリアフリーやインクルーシブな街について」を題材に地域住民との交流を通じ、車椅子を利用している人もそうでない人でも当たり前に助け合いができ、誰も孤立しないまちを目指して、参加者同士が話しあうことで行動の変容を促すことを目的としている。（小田地域課）

③　Meet at おむかいさん

地域の日本人と外国籍住民が知り合い、助け合える環境作りを目的に、小田南生涯学習プラザを災害時含め、困ったときに「いつでも来やすいプラザ」として気軽に居場所としても利用できることを外国籍住民に認識してもらう機会を提供した。R6(2024)年度から開始した事業であり、県立尼崎小田高校や関西国際大学などとも連携しながら、毎月１回程度のペースで「流しそうめん」や「おもちづくり」などの多文化交流イベントを企画・運営した他、小田地区にとどまらず他の団体が主催するイベントに共催するなどし、他地区にも活動を広げている。（小田地域課）

④　大庄子育てサロン

妊娠期から出産し子育てをする期間を継続的に見守り、親子の孤立を防ぐ場を作ることで、日頃の子育てに対する不安やストレスの軽減を図る。また、定期開催することにより親子が継続的にプラザに足を運ぶ流れを作り、他イベントへの参加につながるなど地域との関わりを育んでいる。（大庄地域課）

⑤　手話カフェ

R6(2024)年度より、毎月１回、立花南生涯学習プラザフリースペースにて「話すこと」を禁止し、手話・筆記・ジェスチャーなどを使ってコミュニケーションをとるイベントを実施している。手話を通じて聞こえる人と聞こえない人とのコミュニケーションを生み、障害のある人もない人も地域で活躍できる地域社会を目指したほか、コミュニケーションツールに声を使わないように限定することで、聴覚障害のある方のコミュニケーションの取り方を体験し、表情や表現方法の工夫を楽しみ、相互理解を深めることができた。（立花地域課）

⑥　夫婦のパートナーシップを醸成する取組

夫婦を対象とする「プレママ・プレパパのためのたまごちゃんセミナー」及び「Baby&Kids 運動会」を開催し、お互い家族が増えたことで生じる様々な変化を理解し、自分たちなりの子育てをみつけるきっかけとなるよう企画した。また、両講座で、参加者同士の交流の機会を設け、それぞれが抱える出産や子育ての悩み、不安を相互に共有し、気軽につながりあえる関係づくりに努めた。（立花地域課）

⑦　多様な方の居場所となる地域総合センター

全地域総合センターにおいて地域交流文化祭を実施したほか、近年ではみかけることが少なくなった季節の行事として、夏の盆踊り(地域総合センター上ノ島、神崎、今北、南武庫之荘)、年末年始の餅つき(全地域総合センター)、年始の獅子舞(地域総合センター南武庫之荘、塚口)を実施し、多くの参加者を得ている。新たな試みとして、子どもを対象に怪談師によるお話会で多くの参加者を集めるなど、地域交流事業の活性化に工夫を凝らしている。（ダイバーシティ推進課）

⑧　そのだではなすのだ

奇数月第 2 木曜日の昼と夜に開催しているプラットフォームで、参加者の相談や PR などを通して、性別や年齢など関係なく多様な参加者が交流を行える場を提供している。R7(2025)年度は、前年度に引き続き昼の部をお出かけ開催として地域の施設を借りて、より幅広く誰もが参加できるような工夫を行った。また、プラットフォーム内では、多文化共生やボランティア活動、地域の文化等について参加者同士で考え、プラットフォームの参加をきっかけにボランティア活動を始める等の次の活動に繋がる機会となった。（園田地域課）

⑨　多文化共生社会推進事業（外国籍住民居場所づくり）

各生涯学習プラザなどで開催される外国籍住民に向けたイベントについて、チラシの多言語化や尼崎市外国人総合相談センターFacebook に掲載するなど、情報発信に取り組んだ。

また、外国籍住民に向け、防災意識の向上や生涯学習プラザが災害時を含め「いつでも来やすい居場所」であることを認識してもらう機会として、JICA 関西、関西国際大学、地域団体(おむかいさんぷろじぇくと)、小田地域課、災害対策課と連携し、「ぼうさいをたいけんしましょう！」を実施した。当日は外国籍住民 22 名、日本の方 21 名の参加があり、JICA 関西による「やさしいにほんご防災講座」や地域団体等によって防災に関するブースが 7 箇所設置され、グループに分かれ各ブースを体験することで、参加者同士の交流も生まれた。（ダイバーシティ推進課・各地域課・災害対策課）

⑩　みんなの尼崎大学相談室・談話室

誰もが参加できるゆるやかな情報交換・交流の場、まちづくりや地域にまつわる活動の相談の場として、「みんなの尼崎大学相談室」を、テーマを定め参加者同士で哲学談話を行う場として、「みんなの尼崎大学談話室」を開催した。相談室では、「LGBTQ+をより身近に感じてもらうには？」や「日本に住んでいる外国人のサポートをできる人を増やしたい」といった相談があった。どちらも、参加者同士の交流の場となり、つながりづくりや、他者理解のきっかけとなった。（生涯、学習！推進課）

⑪　言うてええねん会議

尼崎市子どものための権利擁護委員会では、「子どもの権利」についての子ども向けの周知啓発及び子どもアドボカシー活動（子どもの声をしっかり聴き、子どもの意見表明を支援する活動）として、「言うてええねん会議」を開催し、当委員会の活動内容への理解を深めてもらったうえで、当委員会のキャラクター名について、子どもたちが意見を出し合い、その名称を決定する機会を設けた。（こどもの人権擁護担当）

⑫　ヤングケアラー支援の推進

ヤングケアラー同士が交流できるイベント(クリスマス会、クッキング、ピクニックなど)を月 1 回実施し、併せて関係課による連絡会も実施したことで、イベントを通じて延べ 4 件の相談につながり、同じような境遇の当事者がケアから離れて楽しんだり、自らの悩みや不安を相談したりできる居場所の提供や円滑な情報共有に繋がった。

また、ヤングケアラーの早期発見・支援を目的に、小学 4 年生から高校生世代を対象としたヤングケアラーの実態把握調査を実施するとともに、学校と連携した子どもへの聞き取り等を進めた。（こども青少年課）

マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる

⑬　認知症対策推進事業

認知症の理解を深めることや支え合い活動の実践を促すことを目的に「参加者と一緒に認知症について考える」をテーマに、認知症市民フォーラムを開催し、115 人(R6(2024)年度 128 人)が参加した。また、認知症の正しい理解や相談窓口の周知のため、市報 9 月号に認知症特集記事の掲載や認知症映画上映会等を認知症月間に実施する

とともに、新たな取組として来訪者が多い商店街や健診受診者全員を対象に「もの忘れあんしんガイド」を配布した。（包括支援担当）

⑭　ベトナム母子イベント

中央地区において、南部地域保健課及びダイバーシティ推進課と連携し、支援対象として多いベトナム籍住民が集まる場を設定し、母親同士のコミュニティ形成や困ったときに行政に相談できる関係づくりを行った。

また、R7(2025)年度から、園田地区の外国籍住民数の分析を通じて、ベトナム人親子が多く住んでいる地区の近隣の小学校において、地域でつながりを作り、安心して暮らしやすい環境の整備を行う目的で「ベトナムあかちゃん交流会」を実施した。実施にあたっては、地域で活躍している通訳者及び子育て支援事業や日本語教室を実施している団体、北部地域保健課やこども入所支援担当等の関係部署と連携を図り、当日の運営を行った。（中央地域課、園田地域課、ダイバーシティ推進課）

⑮　よっといで

地域発意の取組として R 元(2019)年度から「不登校児童・生徒のための居場所」を開始し、現在では月 1 回の定期開催で不登校児童・生徒たちの居場所として定着してきており、不登校児童・生徒の保護者向け進路交流会などの保護者向けのイベントを実施したり、取組を通じて把握した情報をユース交流センターや庁内関係課等と共有したりすることで、居場所を通じた支援策の推進にも寄与できた。R7(2025)年度は JA 六甲神戸の協力により「お芋ほり体験＆食育活動」イベントを実施した。（武庫地域課）

⑯　やさしい日本語教室「この日本語、あなたならどう伝えますか？」

R7(2025)年度に社会福祉協議会との共催事業として実施し、日本語教室におけるボランティアを念頭に地域でのボランティア活動を行うきっかけとなるような講座「『やさしい日本語』と尼崎に暮らす外国籍住民のくらしを知る講座」を行った。(参加者 27 名)（園田地域課）

市の各部局や地域住民・団体との連携

⑰　地域社会の子育て機能向上支援事業

CSW(子育てコミュニティソーシャルワーカー)が地域の自主活動グループへ出向き運営の助言や情報提供を行ったほか、子どもの居場所を新たに立ち上げる団体への運営に関する情報提供や、食材提供(寄付)等の情報を個人や企業と子どもの居場所へマッチングする等の支援を地域社会の子育て機能向上のため行った。さらに、こども食堂等の中間支援を行う団体と共催でこども食堂等へ研修会を行ったことで、側面支援や地域でのネットワーク形成に取り組んだ。（こども青少年課）

⑱　高齢者生きがい就労事業（生きがい就労）

事業開始以降、参加者が増加傾向（R6(2024)年度 169 人→R7(2025)年度 202 人）にあるほか、R7(2025)年度から和楽園(はたらくラボ大物)での授産事業を転換して、高齢者生きがい就労事業として実施することになり、4 月当初は事業参加者が 7 人だったが、11 月市報等で広報を行ったことにより、37 人まで増加した。また、認知症共同生活介護(いなの家)との連携により、地域の介護事業所の拠点を増やすことができた。（高齢介護課）

⑲　小中高の居場所～YURURI～

スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、学生ボランティアなどと協力し、引きこもりや不登校につながる「しんどさ」を抱える子ども達に向け、社会的成長と学びの場を提供している。R7(2025)年度はクリスマス会や流しそうめんなどのイベントを毎月 1 回程度のペースで行うことにより、子ども同士がお互いに協力し合い、社会性を育む機会を提供した。（小田地域課）

⑳　尼崎市民まつり

第 54 回尼崎市民まつりでは、昨年に引き続き、【海】【農業】【自然】【尼崎名物】【ものづくり】【ダイバーシティ】【歴史伝統】の 7 つのキーワードを用いて「尼崎らしさ」の発信を行った。ステージエリアでは、老若男女問わず日頃の活動の成果を発表するステージ、 商売繁盛エリアでは、福祉施設で障害のある方が制作しているオリジナル製品の販売、学生ひろばでは、尼崎に関わる学生が企画したブースとして民族衣装の着用体験などを行い、多くの来場者が多様性に触れる機会となった。（生涯、学習！推進課）

㉑　高齢者等見守り安心事業

高齢者等の孤立を防止するためのつながりづくりとして、大学・高校と連携し、学生等が市民活動団体と協働す

る取組を支援した結果、新たに 39 人の「見守り・ささえあい協力員」を委嘱したほか、地域の高齢者等の見守りを希望する民間事業者と新たに見守りに関する協定(1 団体)と登録(3 団体)を行うとともに、関係部局と連携し、協定締結事業者に対して地域の防災訓練への参画を促すなど顔の見える関係づくりを進めることで地域の担い手確保に向けた支え合いの意識醸成を図った。(協定事業者９団体、登録事業者７団体)（重層的支援推進担当）

㉒　学社連携推進事業

通常の学級や特別学級に通う児童生徒の学習補助や教室を移動する際の付き添い等、学習や生活をサポートし、担任教職員と連携した学習支援を行うボランティアを育成・養成するため、特別な支援を要する児童生徒などへの理解を深めるための講座を５月と１月で実施し、計 26 人が参加、新たに４人がボランティア登録を行った。（学び支援課）

㉓　あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度

外国人材の受入れ及び活躍を積極的に促進し、事業所の成長・発展、ひいては地域経済の活力向上に寄与する事業所を「あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所」として本市が認証し、広く周知を図ることで、市内事業所の人材確保及び定着に資するとともに、地域における共生社会の実現に寄与することを目的とした制度で、R7(2025)年度は 10 社を認証したほか、モデル事業所間の連携やさらなる人材育成・雇用環境の充実を目的に、セミナーや意見交換会を実施した。（しごと支援課）

㉔　国際化支援コンソーシアム

産業団体や大学等関係機関を構成員とし、外国人雇用に関する情報や課題認識の共有を図るなかで、課題等について各立場から議論し、解決に向けた支援施策の検討や行政への政策提言を行うとともに、参画する各団体が立場に応じて施策等を実施する。構成員である公的機関、大学、行政等から、外国人材に係る問題やニーズ等について R8(2026)年２月２日に意見交換・情報共有を行った。（しごと支援課）

課　　題

●地域発意のワークショップや居場所づくりなど、地域での交流の取組が広がりつつある中、マイノリティ当事者や支援者の思いや困りごとを知るためには、身近な場所で気軽に交流したり学んだりする場が更に必要である。

今後の取組・方向性

●多様な人権問題をテーマとした地域の学びや交流の場づくりに取り組むとともに、主体的に活動されている団体やキーパーソン探しに引き続き取り組む。他団体や関係部局に活動内容を紹介したり、キーパーソン同士をつないだりするなど、市民の主体的な取組を支援していく。

●地域住民や関係団体との連携を生かし、市民の自発的な取り組みにつながるようにテーマ設定等にあたって多様な人権問題が対象となるよう関係機関や地域住民に働きかけるとともに、参加者同士のつながりから新たな担い手や参加者を確保できるよう周知方法を工夫していく。

展開方向２　人権侵害に関する相談と支援の充実　【２（１）】

方向性⑴　相談体制の充実と人権侵害の実態把握　（展開方向２は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない）

①　外国人総合相談窓口（R３(2021).５～）　【R７(2025)相談実績：1,373 回　延べ 1892 件】

R7(2025)年度は、51 の国・地域の外国籍住民から相談を受け、国保年金、教育、子育て、日本語習得など、非常に多岐にわたる相談内容について、全庁横断的に連携し、適切な支援につなげた（R7(2025)：1,373 回・延べ 1,892 件、R6(2024)：816 回・延べ 1,203 件、R5(2023)：859 回・延べ 1,115 件、R4(2022)：755 回・延べ 929 件、R3(2021)：464 回・延べ 550 件）。また、ネパール籍住民の顕著な増加に伴う相談に対応するため、ネパール語相談員(通訳)の配置を週１回から週３回に拡充し、相談機能の強化を図った。

放課後日本語ボランティア派遣事業は、教育委員会と連携し、昨年度より多くの児童へ支援を行った。(R7:7 校・12 人、R6:3 校・6 人）また、地域の日本語教室のボランティアが抱える課題とニーズを聞き取り、ボランティア同士がつながり、交流できる場を求めるニーズを把握することができた。

さらに、R7(2025)年度から３か年で重点的に取り組むべき施策を掲げた「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」について、庁内各部署が今年度中に実施した各取組の進捗状況及び R8(2026)年度以降の実施予定項目をまとめ、公表した。（ダイバーシティ推進課）

②　性的マイノリティ相談窓口（R２(2020).７～）　【R７(2025)相談実績：28 件】

毎月第４火曜に実施。当事者のほか、家族や友人、学校・職場の関係者、支援者を対象とし、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティ等の情報について助言や情報提供を行った。（ダイバーシティ推進課）

③　インターネットによる人権法律相談　【R７(2025)相談実績：（8 件中４件該当）】

尼崎人権啓発協会との協働による取組として、今後インターネットを介した誹謗・中傷等の人権侵害が深刻化、さらに増加していくことを想定し、R5(2023)年度より同問題に詳しい弁護士による相談事業を開始したところ、年間を通じて相談が寄せられる中、実際に弁護士へ相談することで、法的な解決方法について知ることができ、訴訟等のハードルもあり解決にまでは至らないまでも、利用者からは相談して良かったといった感想が寄せられた。

<関連：4(1)（市職員）④インターネットモニタリング研修>（ダイバーシティ推進課）

④　DV 相談（配偶者暴力相談支援センター）【R７(2025)相談実績：640 件（うち一時保護 17 件)】

DV 相談内容は複合的な要因を伴っており、特に児童虐待と密接な関連があることから、子ども関連部署を始めとする複数の関係機関と緊密に連携を図りながら支援を行っている。

また、複雑多様化する DV 被害者支援に対応するため、関係支援機関等を対象とした研修「DV 被害者支援の基礎知識～ヒヤリ・ハットから学ぶ～」をテーマに研修を実施し、DV 被害の現状を学び、新たな気づきにつながった。(参加者 59 名)（ダイバーシティ推進課）

⑤　心の教育相談（教育委員会事務局）R７(2025)相談実績：3,092 件(電話 771 件、面接 2,321 件)

- いじめや不登校、虐待等、子どもをめぐる人権問題において、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接・出張相談・匿名報告アプリを活用した相談支援を行っており、相談内容は不登校に関する相談が最も多かった。また、学校がスクールソーシャルワーカーをより効果的に活用し、教育相談体制の強化を進められるよう、「SSW 活用ハンドブック」を周知するとともに、学校とスクールソーシャルワーカーとの連携研修や校内研修を実施した。
- スクールソーシャルワーカーを２名増員(13 名→15 名)するとともに、週４日勤務６人・週３日勤務９人を効

果的に配置することで、昨年度と比べ、市立小・中学校への配置率が大きく上昇(74.1%→84.4%)し、友人関係、ネグレクト等の家庭内の悩み等について早期対応し、その後の支援につなげることができた。（こども教育支援課）

⑥　子ども・子育て相談（いくしあ）　【R７(2025)相談実績：1,505 件】

複合的な問題を抱える世帯について、いくしあ内の関係課が支援方法について議論を行う、「いくしあ合同ケース会議」を開催し、いくしあ全体ですべての受理ケースを共有し、支援方針を検討できる体制を整備した。また、いくしあ内の職員向けに、弁護士や臨床心理士、医師等の多様なスーパーバイザーや講師を招いて事例検討会を開催し、いくしあ内の専門職のスキルアップを図った。（こども相談支援課）

⑦　ユース相談支援事業（こども青少年局）　【R７(2025)支援対象：26 件】

福祉部局と連携して合同でひきこもり支援に関する勉強会を開催し、各機関での取組内容の共有を図るとともに事例検討を通じて職員の能力向上に努めたほか、各中学校に配置されている SSW 等に対して事業内容の共有や中学 3 年生の全生徒に対して本事業のチラシを配布した。R6(2024)年度に改善した支援対象者の状態を７段階で評価する指標を用いて支援の経過に伴う支援対象者の行動変化を捉えることが可能となった。より効果的に支援対象者の状況や支援の推移が分かるようモニタリング様式の更なる改善を図った。また、委託事業者と連携して市民向けにひきこもりに関する啓発セミナーを開催するなど、ひきこもり支援相談窓口の周知を図った。（こども企画推進課、こども相談支援課）

⑧ こどもの人権侵害に関する通報窓口【R７(2025)年度実績：16 件】

体罰通報窓口を改編し、通報対象を体罰だけでなく、虐待、いじめなど、あらゆる子どもの人権侵害に拡大し、市公式ホームページからオンラインで一括して通報を常時受け付け、内容に応じて、それぞれの相談・対応窓口に届ける仕組みを構築し、R7(2025)年 12 月より「あまきゅあ」の名称で稼働した。また、児童生徒のタブレット端末からアクセスできる調整を関係部署と図るとともに、児童生徒及び保護者への案内文・シールの配布や、関係者への説明を行い、広く周知を図った。（こどもの人権擁護担当）

⑨ 子どものための権利擁護委員会　【R７(2025)年度実績：76 件】

子どもの権利擁護を目的として、子どもの権利に関わる相談を受け付け、子どもの声を聴き、関係機関等との調整や行政機関等の制度改善に向けた提言等を行い、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する市の付属機関として、子ども自身が意見表明できる機会を提供している。また、より気軽に相談してもらえるよう、当委員会のチームネームを子どもたちから募集し、複数の候補の中からインターネット上で投票を行い、R７(2025)年８月より「あまっこけんりまもりたい」の愛称で活動を開始した。（こどもの人権擁護担当）

⑩ 各地域総合センターの相談事業　【R７(2025)年度実績：288 件】

電話や面会で寄せられる相談を待つだけでなく、総合センターで実施する事業(例：子ども食堂、健康教室、居場所事業、講演会など)における参加者との対話から、積極的に相談につなげたほか、総合センター職員を対象に、相談事業をはじめとした地域総合センターの機能について、改めて勉強会を開催し、相談を受ける側として更なるスキルアップに取り組んだ。（地域総合センター担当）

⑪ 重層的支援推進事業　【R７(2025)実績：92 件】

- 課題を抱えた世帯の早期把握と包括的支援の推進に向け、53 の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を 4 回開催し、連携事例や各部署の取組の共有を行うとともに、様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でアセスメントを行い、支援方策を協議する支援会議を 39 回開催し、住宅部局や動物愛護センター、教育機関、保護観

察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。

- ひきこもり状態の方や孤立する外国籍住民等が参加できる居場所づくりや就農体験を行う「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」や、ひきこもり状態の方などの既存制度の対象となりにくい方に対する医師によるアウトリーチ等を行う「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』の多世代対応に向けた拡充」の取組を実施した。（重層的支援担当）

⑫ 障害者虐待防止センターの相談事業　【R７(2025)通報・相談実績：85 件(うち虐待認定 10 件)】

施設従事者等による虐待防止策として、昨年度に引き続き、特定相談支援ほか既存のネットワーク会議(就労・グループホーム・短期入所・生活介護・障害児通所支援)において障害者虐待防止に係る合同研修会を開催した。（障害福祉政策担当）

⑬ ヤングケアラーの支援の推進　【R7(2025)相談実績：17 世帯】

市内に居住する概ね 18 歳までの子どもが、日常的に家族や世帯員等の支援やケアに携わっている世帯を対象に訪問支援員を派遣し、子ども及びその世帯の負担軽減を実施しており、R7(2025)年度は 17 世帯に対して 303 時間の支援を実施した。当該取組を機に、障害や介護等の既存の福祉制度の利用に向けた手続きを進め、継続した支援に繋げることで、自立の促進を図った。（こども企画推進課、こども相談支援課）

課　　題

- ●各相談窓口について支援内容等の周知と相談員のスキルアップの継続や充実が必要である。
- ●児童生徒が授業を理解するために必要な日本語学習支援について教育委員会と市の役割を整理する必要がある。
- ●生活ルール等の知識不足から地域社会でのトラブルにつながる恐れがあり、交流以外の対応策も必要である。

今後の取組・方向性

- ●外国人総合相談窓口に公用スマートフォンを導入し、2 回目以降の簡易な相談を SNS 対応も可能にし、多様化・複雑化する相談対応への充実を図る。
- ●日本語ボランティア養成講座を市内 6 地区で実施し、受講者等を登録するボランティアバンクを構築するほか、ボランティア間の情報交換や交流会を実施し、新たな担い手の確保やボランティアの活動しやすい環境を整備に努める。
- ●放課後日本語ボランティア派遣事業は、事業の在り方や役割を教育委員会と協議し、R９年度以降の事業の実施主体や運営方法について検討する。
- ●相談から見えてくる課題に対応できるよう、必要となるスキルアップに取り組む。事例について共に学ぶ場を設けるなど、関係団体等との情報共有に努める。
- ●地域総合センターにおける相談事業については、地域住民からの様々な相談に適切に対応できるよう、職員が全国隣保館連絡協議会や兵庫県隣保館連絡協議会が実施する専門研修を受講したり、市が実施する関係会議に参加したりするなど、相談業務のスキルアップを図っていく。

展開方向２　人権侵害に関する相談と支援の充実　【２（２)】

方向性⑵　差別の防止と偏見の解消

①　性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消（ダイバーシティ推進課）

❶　R2(2020)年５月から開始した、性的マイノリティ当事者とその理解者が集う居場所(当事者団体と共催、R7(2025)年参加者:1,235 人)では、カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聴き、当事者を取り巻く状況について共有することができた。

❷　ALLY(アライ)(※１)の養成に向け、新任係長を対象に動画研修及び性的マイノリティ当事者の体験や気持ち、困りごと等を直接聴く対話研修を実施することで性的マイノリティを身近な存在として認識するとともに、性の多様性に関する理解促進を図ることができ、ALLY ステッカーの配付(周知)にも繋がった。

> **※１　ALLY(アライ)とは**
> 現在の社会において性的マイノリティが抱えている問題を知り、その解決に向けて性的マイノリティと共に歩む人、歩もうとする人(英語の支持者、協力者)のこと

❸　パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図っている。(R8(2026)年３月末の受領証交付件数：64 件)

❹　男女共同参画社会推進の啓発拠点である女性センターにおいて、就労中・子育て中の閉塞感を抱える女性、自立援助の必要な若年女性等に社会とのつながりの回復を目的に居場所事業(29 回)を実施した他、男性や性的マイノリティ相談、パパの子育て交流会(参加者：パパ９人、子ども 11 人)を実施したことで、幅広い年齢層の方が女性センターに足を運ぶきっかけとなった。

②　ハンセン病問題への正しい理解と差別の歴史を学ぶ　（各地域課ほか）

❶　R3(2021)年度から実施しているハンセン病問題に係るパネル展等については、各地域課が市民団体と調整を図りながら順次実施することで継続的な啓発に繋がっており、R7(2025)年度は「町長選挙に出た回復者　鈴木重雄となかまたち」と題した講演会を開催し、ハンセン病療養所内での自治の取組や社会復帰の難しさ等を伝えることで、参加者が自分たちにできる事を考える機会としたほか、同時期に開催したパネル展では、療養所などの写真を展示するとともに、関連する漫画等を配架することで、より多くの市民が知り、学ぶことができるよう工夫した。（園田地域課）

❷　各地区市民大学において、ハンセン病問題に取り組む支援団体の方を講師に迎え、ハンセン病問題をテーマに講座を実施し、ハンセン病問題への正しい理解と差別の歴史について深く学ぶ機会とした。（各地域課）

③　ヘイトスピーチの防止　（ダイバーシティ推進課）

法務省が開催するヘイトスピーチ対策専門部会に出席し、他都市と情報共有したほか、大規模商業施設のデジタルサイネージを活用し、啓発動画（法務省作成）を放映し啓発を促した。

④　インターネット上の差別書込みへの対応　（ダイバーシティ推進課）

❶　(公社)尼崎人権啓発協会との協働事業として、インターネット上の差別的書き込みをモニタリングし、差別性のあるものについてプロバイダー等へ削除要請を行った。
（R7(2025)実績：総依頼件数 729 件、総削除件数 719 件）

❷　旧同和地区を晒して差別を助長する動画が YouTube に複数地区掲載されており、市の要請だけでは削除されないことから、国の機関である神戸地方法務局尼崎支局へ削除を依頼した。

⑤　権利侵害の防止　（窓口サービス推進担当）

現行法では第三者等による交付請求が認められていることから、住民票の写し等の不正請求を抑止し不正取得による権利侵害を防止するため、「事前登録型本人通知制度」について窓口での案内や申請書の設置等周知 PR を図った。

課　　題

- ●女性活躍推進や「働く」と「子育て」の両立支援策等今日的課題を踏まえながら、第 5 次男女共同参画計画を策定する必要がある。
- ●インターネット上の人権侵害が深刻化していることから、法律相談事業を実施しているが、相談件数が少なく引き続き周知に取り組む必要がある。

今後の取組・方向性

- ●トレピエに、テレワークやフリーランス活動、育休復帰・就労・再就職に向けた資格取得等の準備やキャリアアップ等について相談ができる託児付きコワーキングスペースを新たに設置するほか、今日的課題も踏まえ、第 5 次男女共同参画計画を策定する。
- ●SNS での発信やデジタルサイネージを活用するなど、インターネット上の人権侵害に関する法律相談について周知 PR に努める。また、国や県の動向を踏まえ、市としても人権侵害に関する SNS 書き込みを削除申請ができる体制を構築していく。

展開方向２　人権侵害に関する相談と支援の充実　【2（3)】

方向性⑶　誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

①　人権に配慮した防災の取組　（災害対策課・ダイバーシティ推進課）

❶　「1.17 は忘れない」地域防災訓練では、災害発生時の避難所生活を想定し、ペット避難に関することや女性や障害者、外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練や、要配慮者の率先的なトリアージに係る支援訓練を行ったほか、災害用備蓄品の整備については、嚥下力の弱い方に向けたレトルト米、宗教的な理由で特定の食物を食すことができない方に向けたハラール対応食、アレルギー対応食など、多様なニーズに応えられる備蓄品の更新を着実に行った。

❷　子育て中の世代を対象に、災害時に必要な非常持出品の展示や重量を体験できるほか、ジェンダーの視点から見る防災〇×クイズの展示を行うことで、実災害における避難行動の意識醸成を図った。

❸　R7(2025)年度から、最新のハザードマップの多言語版を作成・公表するとともに、点字版及び音声版の防災ガイドを作成した。また、R6(2024)年度から設置を進めている、多言語により避難場所等の情報閲覧が可能な二次元コード付き避難誘導板等の整備について、R7(2025)年度末時点で 412 枚の設置が完了した。

②　情報・コミュニケーション支援　（各所管課）

❶　市の窓口等に設置する手話通訳者が対応できない場合など、来庁者への特性に応じた情報・コミュニケーション支援ができるよう外国籍住民向け「テレビ通訳」に手話を追加し、庁内各課への利用周知を行った。（ダイバーシティ推進課、障害福祉課）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞

❷　やさしい日本語の活用促進に向け、受講者が言い換えた「やさしい日本語」を、外国籍住民を交えたワークで実証するなど実践的な講座に取り組んだほか、外国籍児童・生徒の日本語教育の需要が高まっている中、立花地域課と共催で「外国にルーツを持つこども向け夏休み宿題きょうしつ」を実施した。（ダイバーシティ推進課、立花地域課）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞

❸　市営住宅の建替えに伴うエレベーター設置や室内のバリアフリー化のほか、既存住宅へのエレベーター設置による共用部分のバリアフリー化を計画的に進める中で、バリアフリー性能が確保された市営住宅の整備に取り組んでいる。R7(2025)年度には南武庫之荘改良住宅において７基のエレベーターの設置を行った。(住宅整備担当)

❹　新たな公園整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでいる。また民間開発における自主管理公園においてもインクルーシブ遊具の設置できるよう現在協議している。R7(2025)年度には、遊具更新工事において、市内 1 公園でバケット型インクルーシブブランコを設置した。（公園計画・21 世紀の森担当、公園維持課）

❺　阪急塚口駅周辺地区の整備の一環として、南塚口線の一部の区間で、歩道の段差を小さくする等バリアフリー化も含めたリニューアル工事を行った。（道路整備担当）

❻　市ホームページのウェブアクセシビリティの確保に向けて、職員へ必要性を周知するとともに、ページ作成の際、基準を満たさないものへの指摘等を実施している。また、市報あまがさきについて、視覚障害者には「点字あまがさき」や「声の広報」を届けており、外国籍住民へは市報あまがさきの内容を分かりやすく発信するため、多言語対応・自動音声読み上げを実施している。R7(2025)年度は市公式ホームページへ「やさしい日本語変換機能」を導入することで、外国籍住民が市政情報をより取得しやすい環境を整備した。（広報課）

❼　日本語での授業内容を母語に即時変換する通訳アプリ(ポケトーク for スクール)により、外国人児童生徒の授業内容の理解に繋げたほか、持ち運び可能な通訳機器(ポケトーク S)を市内小・中学校全校に配付し、各校において児童生徒同士や保護者とのコミュニケーションで活用することができた。（こころとからだ育成課）＜関連：３(1)日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援＞

❽　ごみの分け方・出し方、収集曜日等をまとめた「尼崎市家庭ごみべんりちょう」は日本語版に加え、4 言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）の外国語版も作成し、希望者へ配付しているほか、「ごみ分別アプリ」において

も同様に情報発信を行っている。R7(2025)年度は、新たにネパール語版とやさしい日本語版をホームページに掲載するとともに、ごみ分別アプリにも言語及び機能を追加した。（ごみ減量政策担当）

課　　題

●制度や取組の理解や啓発の促進に向けた周知方法の工夫が必要である。
●通訳アプリ等 ICT 機器については、有効な活用方法の研究・周知が必要である。
●企画・設計段階から当事者や市民の声が届きやすい環境づくりが必要である。

今後の取組・方向性

●今後も男女共同参画等の視点を反映した防災講座等を工夫しながら実施する。
●通訳アプリ等 ICT 機器については、有効な活用方法の研究・周知が必要である。特に要点である初期日本語指導や学習言語習得支援の充実・強化が必要である。
●利用者の利便性向上だけでなく、利用者以外の人や今後のニーズについて把握しながら、必要に応じて機能改善や設備改修の検討を進めていく。

展開方向３　あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【３（１）】

方向性⑴　学校園等における人権教育

教育委員会事務局

モニタリング指標

- 「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合
 【64.3%】（あまっ子ステップ・アップ調査から）
- 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合
 【小：97.2%、中：95.9%】

実践的行動力を育成する人権教育の推進

R７(2025)の取組

❶　多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組の推進

こころの教育推進事業として、市立小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画をもとに、各校で教科等を中心に取り組んだ。また、「生命を尊重する心」及び「規範意識」の育成、並びに「人権教育」及び「多様な性・性教育」の推進を重点項目として講演会及び校内研修を実施した。（こころとからだ育成課）

❷　情報モラルの向上

情報モラル向上支援員を小・中・高等学校合わせて 51 校へ派遣し、出前授業を実施することで、児童生徒がインターネットのより良い使用法や身近にあるトラブルについて、どうすればよかったのかを自主的に考える機会とし、情報モラルの向上を図った。また、小・中・高等学校の児童生徒の代表と PTA が、スマートフォンやインターネットの使用現状や課題を話し合う「スマホサミット」を開催し、学校の枠を超えての意見交換や討議、利用ルールの検討などのワークショップを実施した。（いじめ防止生徒指導担当）

課　　題

- 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取組み、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成していく必要がある。
- 毎年継続して情報モラルの向上についての研修等を行っていく必要がある。また、タブレットが１人１台支給されている現状に合わせて、スマートフォン等の利用に関するネットルールを学校と家庭が一緒になって考えていく必要がある。
- 情報モラル教育では、他市において本市で関わりの深い講師の招聘を希望する学校が増え、日程の確保が困難になりつつあるため、他機関と密に調整を図るとともに、スマホサミットをより多くの学校にも参加できるイベントとしていく必要がある。

今後の取組・方向性

- 人権感覚の涵養にあたっては、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに自他を価値ある存在として尊重しようとする意欲や態度を育成する。また、社会の多様化が進む中、子どもの権利に関する人権、多文化共生教育や性教育など、今日的な課題を幅広く学習できるよう、多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組や関係機関との連携を推進する。
- 情報モラルの向上については、出前授業を継続して実施するとともに、モラルの向上やルール作りなどを通して主体的に考える時間を設ける。
- 令和７年度策定した「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」に係る研修等を通じて、まず教員に多文化共生に関しての周知啓発を図る。

学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

R７(2025)の取組

❶　校内外での様々な体験活動の実施

・環境体験や自然学校等の様々な活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。また、学級活動や児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成した。
・尼崎歴史探検(AMATAN)事業等で尼崎市の歴史を学ぶことや、AMA フレンドシップ事業において、奄美の方との交流、自然や文化体験を通して学んだことを自校で報告すること等により、尼崎市への愛着と誇りを育成するとともに、地域社会に参画する態度を育成した。
・各教科や総合的な学習の時間をはじめ、あいさつ運動や人権に関する掲示物の設置など、教育活動全体を通して、工夫して人権教育に取り組むことができた。
・障害者や性教育、高齢者・多文化共生教育・男女共生教育等のテーマを決めて外部講師を招聘し講演会を行ったり、社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間等を中心に学習したりする等、各校の実態に応じて取り組んだ。
・保護者への啓発として、兵庫県教育委員会人権教育課発行の人権教育副読本「ほほえみ」等を活用した授業参観を実施するとともに、人権週間が設定されている１２月の学校通信では、その様子の紹介を行った。
・校園長会や教頭会において、人権教育の方針や人権週間の取組等の情報提供を行った。

課　　題

●学校内外での様々な体験活動の目的や内容を明確にし、児童生徒が試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高め、豊かな人間性と社会性を身に付けることが必要である。また、教育活動全体を通して、児童生徒の道徳性を養い、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。
●人権課題は、多岐にわたることから、学校園ごとに課題意識を明確に持つように働きかけ、その解決に向けて啓発・推進していく必要がある。

今後の取組・方向性

●体験学習や環境学習などの事前・事後指導の充実を通して、命の大切さを学ぶとともに、児童生徒が自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるように「生きる力」を育成する。そのため、各学校の取組の充実を図るとともに、好事例を紹介する等、市全体で効果的な取組の共有を図る。
●各事業後のアンケートや参加者の意見を集約し、その効果と課題を把握し、児童生徒の達成感や自己有用感を高め、その経験を後の生活や学習に生かす態度を育むことができるように検討を進める。

いじめ未然防止対策の充実

R７(2025)の取組

❶　いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組

指導主事による年２回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の配付、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修の実施により、いじめの認知後の児童生徒の経過観察や出欠状況の把握をより丁寧に行うことができるようになり、いじめ重大事態の認定件数が増えた。市立小・中・高等学校を対象に学期に１度、いじめに関する市内統一アンケートを実施するとともに、児童生徒への発達支持的生徒指導を行うことで、いじめの認知件数は前年度より微減した。(R8(2026)年１月末現在:182 件)（いじめ防止生徒指導担当）

❷　ネットいじめの防止に向けた取組

小学校 41 校、中学校 17 校、高校 3 校において専門的知識を有する支援員等による具体的な事例をもとに出前授業を実施した。ネットによるトラブルや人権侵害への未然防止や SNS をはじめとする情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつなげた。また、スマホサミットでは、参加した児童生徒がスマートフォンの利用方法について考え、各学校でスマホルール等について啓発活動を行うことにより、参加していない児童生徒にも SNS に係るトラブルや人権侵害について考える機会となった。（いじめ防止生徒指導担当）

❸　校則の見直しに向けた取組

校則の見直しに関するガイドラインに基づき、⑴児童生徒等が校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築⑵必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた制定⑶校則（学校の決まり等）の公表の 3 つの観点から、校則が児童生徒の健全な学校生活、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議、児童会や生徒会と教員との意見交換会等を通して校則の見直しを行った。中学校においては、全校においてここ数年で生徒会等を中心に校則の見直しと改定を実施している。（いじめ防止生徒指導担当）

課　　題

●いじめ対応については、情報共有を含め組織的な対応、統一アンケートの結果を積極的ないじめ認知につなげること、いじめ認知後の適切な対応等については、引き続き、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。また、保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあるため、子どもの最善の利益のため、問題を速やかに解決するとともに教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。

●スマホルールだけではなく、タブレットが１人１台支給されている現状から、スマホに限定するのではなくネットルールとして、学校と家庭で一緒に考えていく必要がある。

●情報モラル教育に関して、他市において本市で関わりの深い講師の招聘を希望する学校が増えてきており、日程調整が困難となってきているため、他機関との調整も進めていく必要がある。スマホサミットの参加校を７校に限定して実施したが、より多くの学校にも参加できるサミットにしていく必要がある。

●校則に基づく指導を行うに当たっては、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。校則の見直しに当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒の人権が侵害されていないか検証し、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要である。

今後の取組・方向性

●学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験活動などを通じていじめの未然防止等の取組を継続する。また、様々な層の教員を対象とした研修や指導主事による学校訪問の際の研修では、具体例を出しながら、いじめに関する教員の認知力、対応力の向上を目指す。また、引き続きスクールロイヤーによる学校への指導助言や直接保護者等とやり取りをし、速やかな問題解決につなげていく。

●ネットを介したいじめ事案が市内の学校で発生していることから、引き続き情報モラルの出前授業を実施し、モラルの向上やルール作りなどを通して主体的に考える時間を設ける。小学校では、スマホの所持率が増えてくる中学年を対象に実施する。中学校、高等学校では、長期休暇に入る時期に実施する。スマホサミットは夏季休業日などの期間で行うなど集まりやすい時期の調整をしていく。

●校則の見直しを進める上で、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなっているか、児童生徒の人権に十分に配慮されているか、意見を表明する権利が守られているか、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長し、発展していくためのものになっているかなど、絶えず積極的に見直しを行う。

日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援

R７(2025)の取組

❶　多文化共生支援員の派遣

日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、母語通訳による学習面・生活面での支援を行った。また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援した。

【R7(2025)支援員派遣実績　支援員 42 人　対象園児児童生徒 130 人　R6(2024)：支援員 30 人　対象園児児童生徒 94 人】（こころとからだ育成課）

❷　ICT 機器を活用した支援

授業内容の理解を図るため、日本語での授業内容を母語に同時変換する AI 通訳サービス「ポケトーク for スクール」を、支援を必要とする市立小・中学校に導入した。また、授業以外の学校生活や校内外学校行事等において児童生徒同士や教職員、保護者懇談等で円滑なコミュニケーションを取るため、持ち運び可能な AI 通訳機「ポケトーク S」を各市立小・中学校に１台導入した。（こころとからだ育成課）

❸　「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」の策定

多文化共生社会を教育において実現するため、外国人の子どもたちに関わる公立学校園所や教育委員会、行政の関係者がそれぞれの立場で具体的にどのように取り組めば良いかをわかりやすく示すものとして、「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」を作成した。（こころとからだ育成課）

課　　題

●多文化共生支援員については、在留外国人の増加・多様化が想定されることから一層の充実が必要である。
●ICT 機器については、学校での活用状況を視察することで課題を把握し、有効な使い方について助言する必要がある。
●ガイドラインについては、現場での活用に向けた周知・更新の取組とともに、特に要点である初期日本語指導や学習言語習得支援の充実・強化が必要である。

今後の取組・方向性

●多文化共生支援員の確保のために、引き続き各種団体等とも協力して取り組む。
●ICT 機器を有効に活用できるように、活用方法の研究・周知を行う。
●ガイドラインについては、研修等で周知を図り、その内容についても適宜更新を図る。
●初期日本語の学習支援が必要な児童生徒は増加傾向にあることから、初期日本語指導教室(プレクラス)等の効果的な初期支援の実施に向けて検討を進める。

展開方向３　あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【３（２）】

方向性⑵　地域における人権教育・啓発

モニタリング指標

人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合
【80.7%】（R7(2025)各人権講座受講者アンケートより）

新しい視点や気づきを得る

R７(2025)の取組

❶　ひょうご・ヒューマンフェスティバル事業

兵庫県・兵庫県人権啓発協会等と共催し、ベイコム総合体育館にて「ひょうご・ヒューマンフェスティバル事業」を実施し、市内外からのべ 1,300 人が来場した。戦後 80 周年の節目の年であることから「平和と人権」をテーマに、著名なジャーナリストを講師に迎え、「戦場の現場から～人権・平和・命の大切さ、互いを敬愛することの素晴らしさ」と題して講演会を開催した他、メインアリーナを使った体験型のイベント(ジョギング教室及びフラッグフットボール教室)や障害疑似体験、子どもたちが楽しめるぬり絵やスタンプラリーなど、老若男女問わず幅広い年齢層に向けたプログラムを実施した。

参加者からのアンケートでは「日常ではあまり考える機会が少ないと思うので、良いきっかけになりました。」などの声が寄せられ、参加者の９割以上が「イベントに参加して、人権問題への関心や理解が深まった（「おおむね深まった」と回答した方含む）」と回答していた。（ダイバーシティ推進課）

❷　クーデター5 年、大地震 1 年 ミャンマー平和・復興 祈りの集い

ミャンマーからの留学生、介護技能実習生などミャンマーの人々の声を聞きながら、クーデター後の人権抑圧と内戦、大地震で増え続ける死者を悼む花を作成し、日本での暮らしの困難、悲しみを共有するとともに、会場において、ミャンマーの文化・食に触れ、電子キャンドルを灯して参加者と語り合った。（小田地域課）

❸　ひとり一人が宝物～不登校支援の本質を考える～

長年不登校のサポートをしてきた講師のこれまでの経験から、不登校の乗り越え方についてヒントとなるようなお話をいただき、学校のサポートルームで子ども達にどう接しているか、支援の様子など、学校での取り組み事例の紹介を行った。講演会終了後に、講師の方が個別に相談に応じるなど保護者の不安の解消を図った。（小田地域課）

❹　「子育てを通して知る私と母との関係～負の連鎖を断ち切るために～」

尼崎市人権啓発推進リーダーを講師に迎え、機能不全家族に生まれ育った中で負ったトラウマなどが原因で大人になっても生きづらさを感じている「アダルトチルドレン」についての理解を深めるとともに、参加者のそれぞれの体験や捉え方などについて意見交換を行った。（中央地域課）

❺　平和学習推進事業(ヒロシマ・ナガサキ原爆展＆DVD 上映会など)

戦後 80 年を迎え、戦争を知らない世代が多数を占める中、世界各地で紛争が起こっており、核兵器使用の話まで出ている。戦争による唯一の核の被爆国である日本が、今一度核の使用を許してはならないことを全世界に訴え続けなければならない。日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)がノーベル賞を取り、世界に核の恐ろしさを訴えている今、各地区でも今一度核の恐ろしさを伝えるパネル展&DVD 上映会などを実施した。（各地域課）

❻　「立花子ども日本語教室サポーター養成講座」（R7(2025)年 6 月 3 日～7 月 22 日)

日本語を教えるサポーターを養成するため、講義とサポーター活動の見学を組み合わせて実施した。今年度から講座終了後に、子どもとその親向けの日本語教室で活動してもらえるよう、子どもに日本語を教えるための講義も合わせて実施した。講座内容について、講師には、最新の国の制度や情勢を、ダイバー推進担当には尼崎市における外国籍住民の状況や日本語学級の状況なども合わせて受講生に伝えるようにしている。その結果、受講生の８割の方が 10 月に開講した「立花子ども日本語教室」でボランティアとして活躍している。（立花地域課）

❼　心豊かなまちづくり講演会(人権推進講座)の実施

互いに支え合い、手をつなぎ合う心豊かなまちづくり、互いに尊重し合う人権文化の息づくまちづくりの創造を

目指して、地域の人々とともに学び、ともに考える機会を提供することを目的に「介助犬と生きて！～シンシアがくれた希望～」をテーマに、介助犬エクラによるデモンストレーションなどを交えた講演会を実施した。また、武庫荘総合高校 MC フェスティバル(教員・外部講師による放課後特別授業)では「幸せを向いて生きる」をテーマに講演会を実施し、人権意識の醸成を図った。（武庫地域課）

❽　女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業

・困難な状況にある女性への支援として、就職活動に役立つスキルを学ぶ個別就労相談付きの「自立をめざす女性のためのパソコン基礎講座」、「フリーランスで働くロールモデルから学ぶ講座」、マザーズハローワーク尼崎と協働して年代層別にキャリアリスタートを考える 「私らしく働く！女性のキャリア・リスタートセミナー」を実施したほか、シングルマザー等を対象に就職活動に必要なスーツ等の就職支援品寄付が全国より寄せられ、困難な状況を抱える 72 人(R8(2026)年 3 月末現在)に提供した。（ダイバーシティ推進課）

・孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆やつながりを回復できるよう、支援者ネットワークのための女性の居場所事業などを実施した。（ダイバーシティ推進課）

❾　地域における人権研修・啓発

差別の解消と人権思想の高揚を図るため、地域課、社会福祉協議会、民生児童委員、小・中学校連合育友会、子ども会、老人クラブ、保護司会、少年補導委員、消防団、農会、部落解放同盟等で構成する人権啓発推進委員会を各地域総合センターで運営しており、人権学習会や合同研修会、人権啓発機関紙の発行、人権週間街頭啓発活動を展開し、同委員会の人権啓発意識の高揚とともに、地域住民へ人権の気づきに向けた働きかけを行っている。

人権問題講演会のテーマ選定に当たっては、各種センター事業への参加者からの聞き取りや年齢構成、そのときの社会問題などを勘案し、人権問題について少しでも興味を持ってもらえるよう、各センターでは工夫を凝らしている。（ダイバーシティ推進課）

・『ひとりで泣いていた人、ひとりで休んでいた子-不登校支援は家族支援から始まる-』（地域総合センター上ノ島）
・『インターネット（SNS）と人権～加害者にも被害者にもならないために～』（地域総合センター水堂）
・『講談「水平社誕生物語」』（地域総合センター今北）
・『現代日本の司法制度における人権問題～えん罪で苦しむ人のない、公正な司法を求めて～』（地域総合センター南武庫之荘）
・『ハンセン病問題を通してみる「排除・隔離」の歴史』（地域総合センター塚口）

❿　尼崎人権啓発協会補助金事業

あらゆる人権問題に対し、これまで培ってきた人権啓発団体との信頼とネットワークを活用し、地域に根差した人権啓発活動を実施している。効果的な人権施策の推進を行うため、業務の一部を市が担うなど、協働の取組を進めていくため協働契約を締結し、取組をおこなっている。（ダイバーシティ推進課）

①　じんけんスタディツアー事業

人権問題を自分自身の課題と受け止められるよう、市民の人権意識の高揚を図るため、市内６地区において様々なテーマで講演会等を実施する「じんけんスタディツアー」を実施した。R7(2025)年度は「災害と人権」をテーマに講演会を実施し、災害に起因する人権課題やくらしの中の人権について、様々な視点から人権について考える機会となった。

②　中央・園田地区人権啓発事業

地域総合センターが設置されていない「中央地区」及び「園田地区」の人権意識の高揚を図るため、啓発紙の発行や人権週間における街頭啓発キャンペーン、人権問題講演会を同地区で行う「中央・園田地区人権啓発事業」を実施した。R7(2025)年度は、中央地区では「阪神・淡路大震災から 30 年　震災と外国人～コミュニティの力～」を、園田地区では「阪神・淡路大震災から 30 年『忘れない、未来につなぐ　1.17 希望の灯り』」をテーマに講演会を実施し、災害と人権について意識を向けることができた。

③　人権問題啓発映画上映事業

さまざまな人権問題について映像を通して分かりやすく学ぶことができるよう、各公共施設を巡回し人権啓発映画を上映するとともに、年に１度の大規模上映会を行う、「人権問題啓発映画上映事業」を実施した。R7(2025)年度の大規模上映会での上映作品は「港に灯がともる」

④　人権啓発推進員事業

地域での啓発活動を担っている市民を推進員として委嘱し、人権が尊重されるコミュニティの推進を目指す。R7(2025)年度は研修会に加え、神戸市にある「賀川記念館」へ出向き、推進員同士で意見交換を行い人権意識と学習意欲を高めた。

⑤　平和啓発推進事業

・尼崎市内の平和に関するモニュメントを紹介する冊子「届け！平和の願い」を作成し、市内中学校１年生、私立中学校１年生(3)及び市内公共施設へ配布し、平和の大切さについて啓発した。

・R6(2024)年度まで実施していた尼崎市原爆被害者の会による語り部事業に代わって、R7(2025)年度は「戦前・戦中・戦後」をテーマに平和啓発講演会を実施した。※インターネットモニタリング事業は展開方向２-⑵記載

⓫　成人教育事業ユネスコ活動

①　ユネスコ活動「平和の鐘を鳴らそう」事業（R7(2025)年７月 19 日実施）

尼崎ユネスコ協会が主体となり、地域住民の方々などに参加の呼びかけ、元浜緑地に設置されている「平和の鐘」を鳴らすことにより、恒久的な世界平和への祈りを捧げた。

※「平和の鐘」については、世界中で 27 基設置されており、そのうちの一つが尼崎市元浜緑地に設置されている。

②　ユネスコ活動「ユネスコセミナー」事業（R7(2025)年 11 月１日実施）

尼崎ユネスコ協会が主体となり、ユネスコスクールに加盟している成良中学校と連携・協働し、持続可能な社会づくりの担い手を育む学びの場となるよう、「ＥＳＤ＝つながる 気づく 考動する」をテーマとした活動事例の発表を行うとともに、尼崎ネイチャークラブの代表者によるワークショップを開催した。

③　ユネスコ活動「人権学習講演会」事業（R8(2026)年１月 23 日実施）

尼崎市人権・同和教育研究協議会の助成金を活用しながら、ユネスコ会員や市民の方々を対象とした人権学習講演会を実施した。（社会教育課）

※内容については、「アスベスト患者と家族の会連絡会」の共同代表による、アスベスト被害に関する講話を実施

地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する

R７(2025)の取組

❶　人権学習推進「事例から知る児童虐待の実態」（R７(2025)年８月 22 日）

毎年８月に教員と地域の人が共に学ぶ機会を設け、今年度は昨年度に引き続き「子どもの権利」をテーマに、尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センター北部子ども家庭支援担当課長を講師に招き、児童虐待の類型や子どもへの影響、ヤングケアラー等について講演をいただき、子どもたちの権利について考え、その権利を守るには何が必要で何が大切かを学ぶきっかけとした。（立花地域課）

❷　平和啓発推進事業

戦後 80 周年祈念事業として、1945 年５月 12 日に沖縄県大宜味村塩屋の渡野喜屋で起きた、日本軍が民間人を虐殺した「渡野喜屋事件」をテーマに、平和とは何かを考える平和啓発講演会を開催した。（ダイバーシティ推進課）

地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）

R７(2025)の取組

❶　重度の四肢障害者のために考案されたスポ―ツ「ボッチャ」を通じた、障害者と健常者との交流を目的として実施した。講師には尼崎養護学校卒業のボッチャワールドカップ元日本代表を招聘し、あまよう特別支援学校高等部の生徒も参加し、地域住民との交流を深めた。（中央地域課）

❷　日本人拉致問題について、市民の理解と認識を深めるため、大庄地域課と共催し大庄北生涯学習プラザにおいて、拉致問題啓発ドキュメンタリー上映会、拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の常時放映及びパネル展示会を実施した。また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12 月 10 日～16 日)において、尼崎城をブルーにライトアップすることで、いまだ問題の解決に至っていない日本人拉致問題に関する国民世論の啓発を図った。（ダイバーシティ推進課、大庄地域課）

❸　地域の子育て団体等の関連団体で構成されるオレンジリボン in あまがさき実行委員会に参画し、社会福祉協議会とともに地域の子育て支援団体のつながり強化に資するイベントの実施や、児童虐待防止のチラシやポスターを配付するなどの啓発活動を行った。（こども相談支援課）

❹　地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」では、企画段階から障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、幅広い世代のボランティアなどと一体となり、福祉事業所の手作り雑貨販売、ミーツ新喜劇等のステージプログラムのほか、「おつかいチャレンジ」や「ミーツ市長選」など体験型コンテンツを実施した。（障害福祉課）

❺　人権教育小集団学習グループのメンバーから選ばれたオピニオンリーダーの資質の向上を図るためのオピニオンリーダー研修会(4 回)を、各地域課と連携して実施した。昨年度と同様に、研修会を一般参加ができるよう公開講座(各地区 3 回)としたほか、夏休みに親子で学習する場として、「広島８月６日原爆を見た日」と題して、体験者による語り紙芝居とアニメ映画を上映し、戦争についての講義を行うなど、幅広く学習の機会を提供することができた。(社会教育課)

❻　PTA をはじめとした市民の主体的学習を推進するため、継続した人権教育小集団学習グループの活動の促進及び人権教育のリーダー育成に資する研修会等を実施する中で、研修会を一般参加が可能な公開講座とし、コミュニケーション、発達障害、子どもの睡眠、家庭の法律、障害と音楽などをテーマとして市民に学習機会を提供した。（社会教育課）

とにかく読んでもらえる啓発資料

R 7 (2025)の取組

❶　人権文化いきづくまちづくり計画の取組の推進に向けて、今後の取組に生かせるような好事例集として作成する「まとめシート」を全庁的な点検や共有を図るために活用し、結果を公表した。（ダイバーシティ推進課）

❷　新たな人権問題を啓発するためのリーフレットでは「21 世紀は平和の世紀？～平和・人権と私たちの関係を考える～」をテーマとし、R7(2025)年は第二次世界大戦が終結してから 80 年となる年であり、過去を知り、戦争の記憶を風化させず平和への願いを未来につなげていくことを考える機会を提供した。（社会教育課）

課　　題

●就労者の増加等により、小集団学習グループの継続が難しい状況にある。人権学習が継続できる方法の模索と新たなグループ立上げの支援を図る。人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」が助言者として参画しているが、同リーダーについては担い手の確保が困難で育成の必要がある。

●人権・同和教育振興事業においては、市民啓発事業を始め、人権・同和教育の研究と実践についてさらに深化、充実するよう推進する。

●人権教育指導者の後任となる人材探しや、多様化する人権課題に対応できる講師探しが必要である。

今後の取組・方向性

●人権教育小集団学習会が継続されるよう参加者の負担軽減を図るとともに、PTA が縮小されているなか、人権委員の活動等ではなく自主グループへの変換につながる働きかけを引き続き行っていく。

●リーダーの更なる育成のため、関係機関から情報収集を行い、現状課題に沿った講師の開拓を進めるとともに、学習会参加者の中から将来助言者となるリーダーが育つよう育成に取り組む。

●人権に関わる課題は次々と新たに生じるため、多様化する人権問題に対応するとともに、人権課題は決して自分以外の「誰かのこと」ではないということを引き続き親しみやすい形で啓発を行い、考える機会の提供を継続する必要がある。

展開方向３　あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【３（３）】

方向性⑶　事業者（企業）における人権研修・啓発

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R７(2025)の取組

❶　市内に本社及び事業所をもつ企業を対象に、人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、企業内における自主的・継続的学習の促進等を図るため、「無意識の偏見について～アンコンシャス　バイアス～」や「障害者の人権～合理的配慮の範囲～」等をテーマにした人権研修や講演会を合計６回実施した(受講者：208 人)。（しごと支援課）

❷　第７期男女共同参画推進事業者(90 社の認定)の認定式に合わせて、認定事業者を対象とした研修「ワークライフバランスを考える～言葉にすることから始める～」を実施し、男女が共に働きやすい環境に向けた意識醸成を図った。制度開始から 11 年が経過し、当時と比べて育児・介護休業制度等法定の制度が事業者に浸透してきたことなどから、国や他自治体の制度も参考にしながら、法を超える取組や女性活躍を意識した取組など実質的な制度への見直しを検討している。（ダイバーシティ推進課）

❸　兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、コーチングとリーダーシップをテーマに、具体的な取組事例の紹介やワークショップを交えた企業対象の研修(受講者：150 社)を実施した。（ダイバーシティ推進課）

❹　指定管理者職員を対象に、地域総合センターの役割を改めて考える勉強会を実施し、センター利用者との何気ない対話から相談に繋がっていくことを改めて共有した。また、子どもの居場所事業において、子どもとの関わり方や緊急時の対応等について実践的な研修を実施し、センター職員のスキルアップに取り組んだ。（ダイバーシティ推進課）

課　　題

●研修内容を検討する際には、実際に企業が課題として認識していることに対して解決の糸口になるようなテーマを意識する必要がある。

●職場環境が多様化する中で、人権問題の正しい知識を習得し伝達することは、企業が社会的責任を果たす上で必須であるため、引き続き、企業内で自主的に人権啓発に取り組むよう促していく必要がある。

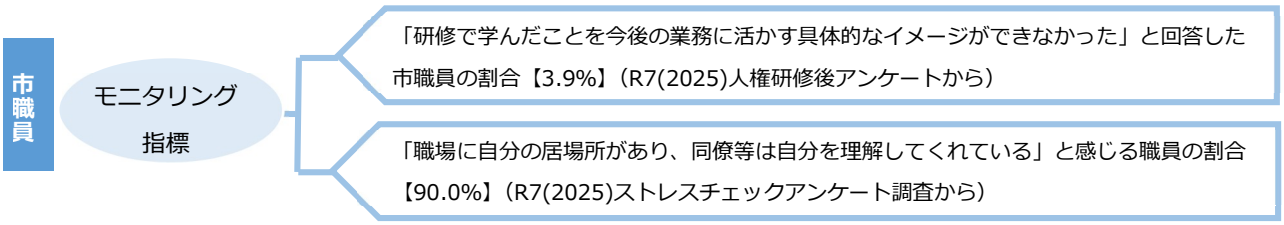
今後の取組・方向性

●研修アンケート結果やハローワーク等との連携により、企業が抱えている課題などを精査し、今後も時宜に応じたテーマで継続的に研修を実施していく。

●人権問題を中心に、時宜に応じたテーマ設定のほか、実施方法も含めた参加者の立場や目的に応じた研修プログラムの検討等を行うことで、講演会や研修会への参加者の増加に努め、引き続き、人権問題の正しい理解及び認識を深める。

展開方向４　市職員・教職員等への人権研修　【４（１）】

方向性⑴　市職員への人権研修



職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する

R７(2025)の取組

❶　所属長研修

「多文化共生社会をめぐる現状と今後の展望について」をテーマに、人権問題研修推進員（所属長）研修を実施し、研修後に職場ミーティング(伝達研修)を行うことで、課員全体に研修内容の共有を行い、人権意識の醸成を図った。（ダイバーシティ推進課、人材育成担当）

❷　接遇力向上研修

窓口職場の職員を対象とした窓口職場接遇研修として、カスタマーハラスメントをテーマに、カスタマーハラスメントとクレームの違いや、カスタマーハラスメントの予防策に関する講義を実施し、接遇力の向上を図った。（人材育成担当）

❸　SOGI ハラスメント研修（新任係長研修）

新任係長を対象に性的マイノリティ当事者の体験や気持ち、困りごと等を直接聴く対話研修を実施することで性的マイノリティを身近な存在として認識し、理解促進を図ることができた。（ダイバーシティ推進課、人事課、人材育成担当）

❹　インターネットモニタリング研修

インターネットモニタリングを活用した人権研修において、R7(2025)年度からは課長級、係長級職員に加え部長級職員もファシリテーターとして参加することで、ファシリテーターの拡充を図るとともに、受講生とファシリテーター双方が日常業務の中で、人権視点から課題に気づくことの大切さについて考える場とすることができた。（ダイバーシティ推進課、人材育成担当）

❺　ひょうご人権総合講座

人権問題を主体的に考える職員を育成するため、部落問題をはじめとする様々な人権課題をテーマにした「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣し、基礎知識を習得した。（ダイバーシティ推進課、人材育成担当）

❻　地域総合センターによる新転任研修

毎年人事異動等により、人権担当部署や地域課、保健福祉センター、保育運営課、幼稚園・小中学校教員など、地域総合センターに関係する職場に転任してきた職員や教員を対象に、部落差別(同和問題)の正しい知識や地域総合センターの役割などを理解するために新転任研修を実施している。この研修は、同和問題に対する基調講義をはじめ、地元の歴史などを学ぶ座学とセンター周辺を視察するフィールドワークにより、理解を深める人権研修で、

R7(2025)年度は各地域総合センターで合計９回実施した。（ダイバーシティ推進課）

❼　地域とともにある職員研修

国の隔離政策により長年増幅された差別と偏見の被害者となった元ハンセン病者の療養所を訪問する「ハンセン病療養所訪問研修」を実施し、地域担当職員が実際に療養所現地を訪問し、人権についての感度を高めるとともに、すべての人を地域社会の一員として共に生きることの大切さなどを学び、人権を前提とした地域社会の共生について意識付けることができた。また、地域担当職員が主事会(地域担当職員向け研修)において、外国人防災の基礎知識として「文化・習慣・宗教」等の日本人との違いを学ぶとともに、JIAM(全国市町村国際文化研修所)が実施する「災害時における外国人への支援セミナー」において、災害時等における外国人を取り巻く状況を踏まえた支援のための仕組みづくりなどについて理解を深めた。（生涯、学習！推進課）

❽　環境事業担当人権啓発推進会議

R7(2025)年度は法務省のショートムービー「『誰か』のこと　じゃない。」をもとに環境事業担当の大高洲４課(業務課、ごみ減量政策担当、施設建設担当、クリーンセンター)で研修を実施した。（ごみ減量政策担当）

❾　障害者活躍推進研修

R7(2025)年度はフリー素材のキャラクターを活用した動画研修にすることで、受講者が親しみやすく、各所属で受講しやすい環境を整えた。また、各課課長補佐・係長級職員１名を必須受講対象とした他、R6(2024)年度に実施したアンケートにおいて、合理的配慮に関する認知度が低かった会計年度任用職員を全員必須受講対象とし、障害者差別解消法や職員共生・働き方向上計画に係る理解の向上を図った。（能力開発支援担当）

職員自身の人権を守る意識の醸成

R７(2025)の取組

❶　コミュニケーションスキル等の習得

研修を通じて一人ひとりがいきいきと活躍できるマネジネントスキルや、やりがいや充実感を持てるようなコミュニケーションスキルの習得に取り組んだ。（人材育成担当）

❷　カスタマーハラスメントへの対応

カスハラ対応指針を作成して職員に周知することとあわせ、カスハラへの対応について窓口職場の職員を対象に研修を実施し、カスタマーハラスメントの予防策を図り職員の人権を守る意識の醸成に努めた。（コンプライアンス推進課、人材育成担当）

課　　題

●若年層を中心に、インターネットからの情報取得が進む中、国が令和７年に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」においても、横断的な人権課題として「インターネット上の人権侵害」が横断的な人権課題として示されていることなどから、職員として「責任ある情報発信」の観点を持ち、インターネットリテラシーの向上を図るための取組が必要である。

今後の取組・方向性

●インターネットリテラシーを所属長研修で取り上げるほか、若手職員等が自分事として捉えられる工夫をした人権研修を実施する。

●日本語指導が必要な児童等への対応、多文化共生社会実現に向けた教職員研修を充実させる。

展開方向４　市職員・教職員等への人権研修　【４（２）】

方向性⑵　教職員への人権研修

教職員

モニタリング指標

「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合【90.3%】（教育総合センター主催の人権研修後アンケートから）

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

R７(2025)の取組

❶　初任者研修

初任者研修、２年次・３年次・中堅教諭等資質向上研修において子ども達の望ましい行動を育てる支援(ポジティブ行動支援)や、児童生徒の問題行動を予防したり、望ましい行動を伸ばしたりし、体罰等不適切な指導とならないような指導法について学んだ。初任者研修では、人権教育に係る講話を実施し、「LGBTQ」や「ゲートキーパー入門」等のテーマにより人権意識の向上を図った。（学び支援課）

❷　いじめ防止

「情報セキュリティ研修講座」「生徒指導研修」でいじめ予防をテーマに取り上げ、また「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等では、いじめ等への対応力の向上を図った。さらに、高等学校重点課題研修(高等学校いじめ防止研修)を実施し、発達特性などの生徒理解を深め人権意識を向上させるとともに、教職員一人ひとりのいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見、対応等に向けた体制づくりについて学んだ。（学び支援課）

❸　体罰防止

「児童生徒理解研修」を実施し、体罰等防止ガイドラインの周知をはかるとともに、児童生徒の理解を深め、人権意識の向上につながる研修を行うことでポジティブ行動支援など体罰等によらない実践的な指導の在り方について学んだ。（学び支援課）

❹　包括的性教育を考える会

障害を有する子どもへの性教育をはじめとする包括的性教育を研究する自主研究グループ(尼崎の包括的性教育を考える会)を支援し、人権をベースとした性教育の推進に努めた。（学び支援課）

❺　人権教育研修講座

「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修を実施し、日本語指導が必要な児童生徒等の実態、それに応じた支援や指導法を学ぶことを通して、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を図った。

また、R7(2025)年度は本研修を「希望による選択研修」としても位置付けたことで、多くの教職員が参加することができた。（こころとからだ育成課）

❻　校内研修

小・中学校において、道徳の授業力向上や人権教育の推進を図るための校内研修を実施した（こころとからだ育成課）

❼　尼崎市人権・同和教育研究協議会

４専門部(就学前(保育所・幼稚園)・小学校・中学校・高等学校)に各々所属する教職員が、人権・同和教育実践研究大会での事例発表のほか、「部落差別の現状と課題～今後の展望と人権教育の在り方～」をテーマに人権・同和教育推進大会講演会を通じ、各学校園における人権教育の目標、成果・課題について一層の理解を深めた。（社会教育課）

課　　題

- ●外国籍住民の社会増が続いており、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び指導体制の確立が課題となっている。
- ●実際の学校現場の課題をふまえた研修を実施することで、深い理解と効果的な実践につなげていく必要がある。
- ●全校園種にわたって、教員のいじめに関する感度を向上させる機会をより一層充実させ、現場のニーズや時流に応じたテーマ等を設定するなどの必要がある。
- ●「体罰等防止ガイドライン」に対する継続的な周知を行うとともに、実際のアプローチの方法等、より実践的な内容の研修を行っていく必要がある。
- ●いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもや学校現場を取り巻く多様な人権課題に関する研修を引き続き実施し、教職員の人権意識を高めていくとともに、適切な判断と迅速な対応ができるような内容にしていく必要がある。

今後の取組・方向性

- ●日本語指導が必要な児童等への対応について、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を実施する。「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」を教職員に周知するとともに、授業での具体的な支援方法や学校をあげての支援体制づくりなどより実践的で具体的な内容の研修を実施していく。
- ●全校園種を対象とした人権教育担当者研修や、全教職員対象とした人権教育研修講座を実施し、児童・生徒が自ら持つ人権について学び、他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。また、高等学校重点課題研修(高等学校いじめ防止研修)をはじめとしたさまざまな研修を通じて、教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、適切な判断と迅速な対応等に向けた体制の強化を図る。
- ●インクルーシブ教育研修講座や子ども理解教育研修講座などの研修において、特性を持つ児童・生徒への理解と対応について学び、教職員の指導力の向上を図る。
- ●「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続しながら、「個の尊厳や人権の尊重」を柱とし、子どもの権利条約を含め、人権教育に関する知識を深める内容を盛り込む。

展開方向４　市職員・教職員等への人権研修　【４（３）】

方向性⑶　人権とかかわりの深い特定職業従事者への人権研修

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R７(2025)の取組

❶　国の高齢者虐待対応マニュアルの改訂を受け、R7(2025)年度より、本市のマニュアル改訂ワーキングを実施しており、虐待だけでなくセルフネグレクトなどの困難事例への全市的対応が行えるよう、改定作業を進めている。（包括支援担当）

❷　民生児童委員や民生・児童協力委員に対しては、民生児童委員協議会を通じて人権問題に係る研修会等の案内やリーフレットを配付するとともに、人権問題をテーマにした研修を実施するなど、円滑な地域活動に必要な人権意識の醸成に努めた。（福祉課）

❸　児童専門のケースワーカーに対して弁護士や臨床心理士等からスーパーバイズを実施し、相談支援に係るスキルアップを図るとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者向けに、児童虐待対応の基礎研修を実施し、児童虐待に係る知識・技術の向上に取り組んだほか、虐待の早期発見や予防等を図るため、要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、本市の要保護児童等の現状や各機関の取組等を共有した。（こども相談支援課）

課　　題

●支援が必要な課題が増加・多様化しているなど、社会情勢の変化に伴い新たに生じる様々な人権問題への柔軟な対応が必要である。

●地域包括支援センター職員をはじめ、高齢者虐待に関わる機関が高齢者虐待対応マニュアルの内容を適切に理解できるよう周知を行い、対応力向上を図っていく必要がある。

●包括的な支援体制づくりにおいて、福祉関係機関に留まらない連携強化を進めていく必要がある。

今後の取組・方向性

●人権問題啓発リーフレットを活用するなどして多様化する人権問題への理解を深める研修を実施する。

●高齢者虐待対応マニュアルの改訂後、地域包括支援センター向けに研修を実施することで対応力の向上を図る。その後、関係機関向けにも改定内容や相談窓口の周知を行っていくことで、連携体制構築も含めて、高齢者虐待の支援体制強化を進めていく。

●各地域包括支援センターで進めている地域活動に加え、全市的な取組として、保健福祉センター、消防、認知症関係者等と研修を実施し、顔の見える関係づくりを行っていく。

【参考】過去の審議会意見一覧

◆ 令和６(2024)年度 ◆

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

［実践的行動力を育成する人権教育・啓発について］

「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合の減少が続いていることについて、啓発により、意識は高まっているが、実践が追い付いていないのではないか。児童生徒の意識の高低のみを指標にするのではなく、実態がどうなったのかをモニタリングすることが大切である。

［今後の人権教育・人権啓発の取組について］

人権講座を受講して「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合が 8 割ほどを占めるが、人権講座を受講するのは、もともと人権問題に関心があり、人権意識の高い市民であり、人権講座を受講する市民自体は多いとはいえない。それは人権問題に対して「重い、暗い、むずかしい」というマイナスイメージをもつ市民が少なくないためである。人権講座の受講者を増やし、市民の人権意識を高めるためには、市民へのさらなる啓発が大事ではあるが、それに加えて小・中・高の人権教育において人権問題に対してプラスイメージをもつ児童・生徒を増やしていくことが人権への関心の高い市民の増加につながるのではないか。

また、20 年ぶりに改訂された第 2 次人権教育・啓発基本計画において、「権利意識や権利主体等の意識の醸成」といった方向性が示されており、今後の取組の参考としてはどうか。

［とにかく読んでもらえる啓発資料について］

「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画進捗管理まとめシート」は、数値目標より当事者の声や具体的なエピソードを中心に記載してはどうか。

◆ 令和５(2023)年度 ◆

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

［人権教育・人権啓発のあり方について］

R５(2023)年 12 月に厚生労働省が実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査によると、ハンセン病に関する学習経験がない人よりも学習経験がある人のほうがハンセン病元患者（回復者）・家族と「近所に住むこと」「同じ職場で働くこと」「同じ医療機関・福祉施設に入通院・入通所すること」などに対して「抵抗を感じる」という回答割合が高く、国によるハンセン病患者の強制隔離政策や、療養所で行われた強制的な不妊手術などを肯定する回答の割合が高いという結果が出ている。

学校でハンセン病について習った経験があるという人のほうがハンセン病元患者・家族への忌避意識が強く、ハンセン病患者への差別的な政策等を肯定しているのである。

こうしたことはハンセン病問題に限らず、他の人権課題の学習についても当てはまることが想定され、人権教育・人権啓発において差別をどのように語るのか、差別の何を伝えていくのか、より効果的な取組を今後検討する必要がある。

［権利に関する理解を高める教育・啓発について］

いくつかの自治体で行われた人権意識調査では、「人権には必ず義務がともなう」という意見に対してどう思うのかを問うと、肯定回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が 6 割から 7 割を占めるという結果となっている。

いうまでもなく、人権とはすべての人が生まれながらに持っている権利であり、義務を果たした人にだけ与えられるというものではない。何らの前提・制約もなく、すべての人が人権を持っているのである。

「人権には必ず義務がともなう」という誤解は、権利の行使を抑制することになりかねない。

ある自治体の調査では、「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」という意見に対して「そう思う」と回答した割合は、総数（全体）で 9.6%にすぎなかったが、70 歳以上では 18.0%、「自分自身が障害者である」と回答した人では 28.3%であった。高齢者や障害者が自分の権利の行使を抑制しているのである。

これまで行われてきた人権教育・人権啓発が権利に関する理解をどれだけ高めてきたのか、検討することが必要である。

◆ 令和４(2022)年度 ◆

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

［マジョリティに対する啓発等について］

伝統を大事にし地域の繋がりが強いことは、コミュニティの豊かさである反面、新しい価値観や少数派などのマイノリティを受け入れるハードルが高くなってしまうことがある。「みんな」や「ふつう」で通じあえる感覚が、マイノリティに対してコミュニティへの参加を妨げていないかという視点をもち、悪意がなくても結果的に排除が起きてしまう場合があることなどについて、マジョリティ側の人たちに対する啓発を行うことも必要である。

啓発を行うにあたっては、いわゆる人権課題についての理解や個人の心がけにとどまらず、近年注目されているマイクロアグレッション(※1)やマジョリティ特権(※2)などの角度から社会の構造として人権や差別を捉えることをめざしたい。

※１マイクロアグレッション
言った人の主観的な意図を問わず、敵意・軽蔑、否定的、軽視と侮辱をマイノリティに伝えてしまう言動。

※２マジョリティ特権
ある社会集団（主流側／より中心に近い集団）に属していることで労なくして得られる優位性。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

［カミングアウトできない（していない）人たちに関する取組について］

性的マイノリティだけでなく、在日朝鮮人などにも共通するが、カミングアウトしている人だけではなく、「カミングアウトできない（していない）人たち」が周りの無理解に苦しめられており、心に葛藤を抱いているという視点を意識した啓発や研修等を行うことが重要である。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

［子どもに対する権利に関する教育について］

例えば憲法第２６条に規定される「義務教育」の義務については、子どもに「教育を受けさせる義務」が保護者にあり、すべての子どもが教育を受けることができる環境を整備する義務が行政にあるのだが、これを「教育を受ける義務」が子どもにあると勘違いしている大学生が多く、権利と義務について正確に把握できていない現状がある。

このような状況においては、例えば「不登校」の子どもについて、教育を受ける権利の侵害ではなく、「義務を果たさない本人が悪い」という誤った認識が生まれてしまう可能性もある。

自分がどのような権利を持っているのかを知らなければ、そもそも権利を行使することができず、自身の権利を守ることもできない。

自身の権利について知ることが、他者の権利を尊重することに繋がるため、子どもに対し、権利に関する教育を行うことが重要である。

◆ 令和３(2021)年度 ◆

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

[性的マイノリティに関する取組について]

「性の多様性」とは「様々な人が存在すること（属性の多様性）」をいうのではなく、そうした「様々な人たちが自分らしく生きることができること」をいう。性的マイノリティについては、カミングアウトしている人だけでなく、「カミングアウトしていない（できない）人たち」が周りの無理解に苦しめられている現状を意識し、誰もが自分らしく生きられるよう、取組を進められたい。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[若年層の多様性理解について]

人権・民族や性別、性的指向、性自認などの多様なあり方については、若年層ほど寛容であるという傾向がみられる。しかし、現在の社会はこれらの多様性に必ずしも寛容であるとはいえず、さまざまな差別が生起しているのであるが、こうした社会の現状を多様性に寛容である若年層が肯定しているという調査結果が出ている。

たとえば、「男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、性別役割分担にとらわれず、結婚や出産などに関して多様な生き方を容認する傾向が若年層の回答に強くみられるのであるが、社会のさまざまな分野における男女の地位に関する設問において、家庭、職場、政治、法律などの分野で「男女が平等になっている」と最も多く回答しているのが若年層なのである。こうした若年層の多様性理解については、この社会にはいろいろな人がいて、「人それぞれ」でよく、自分は他者の生き方に干渉しないし、他者からも干渉されたくないという「他者の生き方に対する無関心」があるのではないか。

したがって、人種・民族や性別などの属性の多様性には寛容であるが、そうした多様な属性の人たちが自分らしく生きているのかという生き方の多様性には関心が及んでいないのではないかと考えられる。こうした「多様性の寛容さ」と「他者の生き方への無関心」が表裏一体となった若年層の考え方に働きかける教育・啓発が重要である。

[学校における校則について]

「みんな一緒」という学校文化と校則により、多様性を尊重する社会において、学校社会が多様性の乏しい場であり続けてきたことが前提にあり、生きづらさを感じてきた児童生徒がいるということを踏まえ、学級運営などとの整合性を考慮しながら、多様性を尊重する新しい学校文化を創造し、校則を見直していくことが重要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

[部落差別（同和問題）について]

長年に及ぶ部落差別（同和問題）に関する取組で培われた経験を有する市職員・教職員等が大量に退職したことで、同問題に関する知識・経験をほとんど有していない市職員・教職員等が急速に増えていることが喫緊の課題であることを十分に認識した上で、尼崎市における「市職員・教職員等への人権研修」において、部落差別（同和問題）について正しい知識を学ぶ研修を充実させていく必要がある。

◆ まとめシートに記載の取組について ◆

計画に連なる事業は 130 以上あり、その中から次のポイントに焦点を絞って選択・抽出した具体な取組について記載しました。

また、取組の推進度を測るための参考指標として、展開方向の一部に『モニタリング指標』を設けました。

【ポイント】

① 『新しく取り組んだもの（新規事業など）』
② 『既存の取組を拡充したもの（拡充事業・主要事業）』
③ 『人権視点で見たときに創意工夫や新しい気づきがあったもの』
④ 『好事例として共有すべきもの』　など

※ 他の施策・計画において進捗を図ることができる人権問題（高齢者、子ども、障害者など）については、厳選して掲載しています。

モニタリング指標一覧

（単位：ポイント）

展開方向	方向性	項　目	目標	実績値 R7(2025)	実績値 R6(2024)	上昇下降
1	(1) (2)	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↗	**74.0**	74.8	▲0.8
3	(1)	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合（上：小学校、下：中学校）	↗	**97.2** **95.9**	95.5 95.1	1.7 0.8
		「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合	↗	**64.3**	63.9	0.4
	(2)	人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合	↗	**80.7**	83.7	▲3.0
4	(1)	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合	↘	**3.9**	0.9	3.0
		「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合	↗	**90.0**	87.9	2.1
		「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員割合	↗	**90.3**	96.1	▲5.8